

淡路島5人殺害

裁判員、判断負担重く 死刑判決

毎日新聞 2017年3月22日 22時50分(最終更新3月22日 23時24分)

兵庫県洲本市（淡路島）の2家族5人を殺害したとして平野達彦被告（42）に死刑判決が言い渡された22日の神戸地裁での裁判員裁判。平野被告は公判で不可解な言動を繰り返し、謝罪の言葉はなかった。精神障害を巡る責任能力について裁判員は困難な判断を迫られ、遺族は「ただただむなしい」とやるせない思いをコメントで寄せた。【神足俊輔、井上卓也】

精神障害と「責任」巡り

裁判では、責任能力の有無と程度が最大の争点だった。精神障害を巡る事件では、障害の概念を理解し事件との関連性を見分けることが裁判員に求められ、専門家の間には市民である裁判員に高度な判断を強いる現行制度を疑問視する声がある。

今回の事件で地裁は「障害の影響はほとんどなかった」と結論付けたが、公判で平野被告は常識では理解できない不可解な言動を繰り返した。昭和大の岩波明教授（精神医学）は「裁判官でも難しい責任能力の判断を一般の人に任せるのは無理がある」といい、責任能力を争う事件を裁判員裁判の対象から外す議論も必要だと考えている。

心神喪失者医療観察法は、重大事件を起こした心神喪失者の処遇を裁判官と精神科医が合議で判断するよう求めているが、あくまでも不起訴か無罪確定を前提としている。岩波教授は「精神障害と犯行との関連が明らかな場合は同法が適用され、明らかでない場合は刑事裁判に回っている」とし、判断が難しい事件が裁判員に委ねられる現状を指摘する。

一方、神戸学院大の内田博文教授（刑事法）は「精神障害者は『人格が危険』と判断されがちで、量刑が重くなる例が多い」と分析。今回の判決でも犯行動機は妄想が前提にあったと認めたが、殺害行為は正常な心理によるとし、「結果の重大性」が重視された。内田教授は「こうした運用が続くと、『精神障害があるがゆえに減

軽される』という従来の責任能力規定の廃止という議論にもつながりかねない」と懸念している。

岩波教授は司法と医療の連携の不十分さも指摘する。心神喪失者医療観察法は重大な他害行為をした精神障害者への医療提供と社会復帰を促す制度だが、「司法と医療の縦割りは変わっていない」と嘆く。平野被告への治療は事件の約8カ月前に途絶え、県と県警との情報共有に不備があったと指摘されている。岩波教授は「精神医療の人員は全く不足している。司法ともしっかり連携しないと、同種事案は何回も起こる」と訴えている。

「言い分は空っぽ」遺族

平野被告は黒いスーツにグレーのシャツを着て入廷。長井秀典裁判長が「判決の主文は後に回します」と述べて極刑が予想されたが、動じる様子はない。死刑を言い渡された瞬間も、真っすぐに立って身じろぐことはなかった。

判決を受け、犠牲になった2家族5人の遺族が代理人を通じてコメントを発表した。平野浩之さん（当時62歳）一家の遺族は「法廷での被告の言い分は、全く空っぽにしか思えなかった」とし、「なぜ大切な家族の命が奪われたのか、今でも理解できない」と胸中を明かした。

平野毅さん（同82歳）夫婦の遺族も「被告は理解に苦しむような主張を一方的に繰り返すのみで、聞いているだけでも苦痛だった」とつぶった。また、医療機関や警察などの連携不備が事件の要因の一つと指摘し、「今回を契機に連携の構築を検討してほしい」と要望した。

閉廷後に記者会見した裁判員2人は、争点となった責任能力の判断の難しさを語った。30代の男性会社員は「悩んだが議論する中で考えがまとまった」と述べ、会社役員の男性（53）は「精神鑑定医は2人だったが、もっと増やした方がよいのでは」と話した。